

4 中心市街地の現状と分析

4-1 中心市街地のエリアの特徴

(エリア区域図省略)

(盛岡駅周辺エリア～盛岡城跡公園周辺エリア省略)

■河南エリア

[特徴]

江戸時代から商業の中心地として栄えた肴町は、昭和58年(1983年)に全蓋式アーケードが完成し、肴町商店街として市民の生活を支えています。明治時代には盛岡の金融街として銀行が立ち並び、現在も「岩手銀行旧本店本館『岩手銀行赤レンガ館』」、「もりおか啄木・賢治青春館（旧第九十銀行）」といった、歴史的建造物が多く残っており、商業の街でありながら、観光資源があり、居住人口も多い特徴的な地区です。

また、八幡宮の参道に沿って発展した八幡町は、市民によるまちなみの研究が盛んであるとともに、「八幡ぽんぽこ市」には子どもから大人まで大勢が集い、賑わいを創出しています。

令和4年(2022年)10月には、バスターミナル機能や飲食店等の商業機能を有する複合施設となる新盛岡バスセンターが開業したほか、令和6年(2024年)7月には、肴町の全蓋式アーケードに隣接した複合商業施設monaka(もなか)の開業を控えておりが開業する等、近年、大きく都市機能の充実が図られているエリアです。

[課題]

盛岡バスセンターは、バス路線で地域をつないできた歴史や結びつきを生かし、人々だけではなく地域の魅力もつなぐ拠点として、エリア内の商店街の振興や賑わい創出のほか、中心市街地全体の活性化につながる取組のプラットフォーム機能の充実が期待されています。

また、近年、大きく都市機能の充実が図られているエリアですが、一方では、肴町の全蓋式アーケードが完成から40年を経過し、老朽化が進行していることから、エリアにおける全蓋式アーケードの必要性や管理方法のあり方などについて、官民連携による議論が必要となっています。

(以下5-3まで省略)

6 目標達成のための取組

6-1「基本方針1」 商店街等の魅力・経営力の強化による地域経済の活性化

a 商店街、商業施設などを中心とした賑わい創出

(修正なし：a-1～a-12省略)

a-24 まちなかウォーカブル推進事業



施設整備事業・ソフト事業〔実施主体:盛岡市及び民間事業者/担当課：市街地整備課まちなか未来創生室/実施期間:令和7年度～令和11年度/実施場所:中心市街地〕

国土交通省所管の「まちなかウォーカブル推進事業」を活用し、中心市街地において、各エリアの商店街等と連携しながら、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成するための取組をハード・ソフト両面で進めます。

b 商店街等の魅力や、地域事業者の経営力の強化に対する支援

(b-1～b-12省略)

c 都市機能の中核を担う拠点施設等の充実

(c-1～c-8省略)

c-9 都市公募設置管理制度を活用した公園整備事業（盛岡城跡公園芝生広場）

施設整備事業[実施主体:盛岡市、株式会社ミナ/担当課:公園みどり課/実施期間:令和元年(2019年)度～令和5年(2023年)度未定/実施場所:盛岡城跡公園芝生広場]

老朽化が著しい盛岡城跡公園多目的広場にある公衆トイレを芝生広場へ移設整備し、公園利用者の利便性向上を図ります。
飲食店等の民間収益施設(公募対象公園施設)と、公衆トイレ・広場を民間事業者が一体的に整備します。
官民が連携して新たな賑わい空間を創出することで、公園利用者及び観光客の増加、まちなかの魅力の向上につなげます。

(c-10～c-17省略)

c-18 肴町地区優良再開発型優良建築物等整備事業（全体事業費の一部を補助）

新規
事業

施設整備事業[実施主体:肴町再開発事業協議会/担当課:市街地整備課まちなか未来創生室/実施期間:令和7年度～令和10年度/実施場所:肴町]

肴町商店街に隣接する区域について、老朽化した住宅や低層の中小小売店舗が多く高度利用がされていない状況の解決のため、優良建築物等整備事業を実施する事業者に対して、全体事業費の一部を補助するもの。

d 道路整備などによる住環境の充実

d-1 ひとにやさしいみちづくり事業



施設整備事業[実施主体:盛岡市/担当課:道路管理課/実施期間:計画期間中全て/実施場所:中心市街地全域盛岡城跡公園周辺]

中心市街地を中心として、橋梁や既存の融雪区間と連続するように歩道への融雪施設を整備します。
安全な冬季歩行者空間の確保により、中心市街地の暮らしやすさにつなげます。

d-2 交通安全施設等整備事業（市道岩手公園開運橋線）（菜園工区）

施設整備事業[実施主体:盛岡市/担当課:道路建設課/実施期間:平成25～令和79年(2013～20252027年)度/実施場所:菜園一丁目ほか]

大通・菜園地区は、もりおか交通戦略において快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地として位置づけられています。
歩道の拡幅、融雪施設の設置及び電線類の地中化等により、安全確保による中心市街地の暮らしやすさ、アクセスと回遊性の向上及び良好な景観の創出を図ります。

d-3 （都市計画道路）盛岡駅南大通内丸線(大沢川原Ⅱ工区)整備事業

施設整備事業[実施主体:盛岡市/担当課:道路建設課/実施期間:令和4～14年(2022～2032年)度/実施場所:大沢川原一丁目ほか]

もりおか交通戦略においては、快適で安全に歩いて楽しむ中心市街地形成戦略を支えるため、中心市街地を囲む都心環状道路を計画しています。
大通・菜園地区を囲む路線の一部である盛岡駅南大通内丸線を引き続き4車線で整備することで、通過交通を減らし、歩行者・自転車優先の交通環境を作ります。

(d-4省略)

d-5 盛岡市マンション管理適正化・再生推進事業



ソフト事業[実施主体:盛岡市/担当課:建築指導課/実施期間:令和4年(2022年)度～/実施場所:中心市街地を含む市内一円]

市内におけるマンション管理の適正化を図るため、市は、一般社団法人岩手県マンション管理士会と連携し、適正なマンション管理について支援を行うほか、相談窓口の開設、マンション管理士の派遣及び耐震診断の啓発を行います。
また、マンション管理者等が策定するマンション管理計画が国で定める一定の基準を満たす場合には、適正な管理が為されているマンションとして、市が認定し、公表します。認定されたマンションでは管理水準の向上が図られるほか、公表されることで市場における評価が向上し、定住の促進につながります。

(d-6省略)

6-3「基本方針3」 中心市街地区域内外の回遊性の向上

e 中心市街地区域内外をつなぐ仕組みづくり

(e-1～e-6省略)

e-7 盛岡小さな博物館整備事業

ソフト事業[実施主体:盛岡市/担当課:ものづくり推進課/実施期間:令和5年度～令和9年度/実施場所:中心市街地を含む市内一円]

盛岡市内で生産される製品の生産工程等を見学できる地場産品製造業者を「盛岡小さな博物館」に指定し、[パンフレットの作成](#)
[ハンドブック](#)等により周知を行います。
「盛岡小さな博物館」の指定を進めながら、地域産品の理解向上とともに、中心市街地を訪れるきっかけ作りにつなげます。

(e-8～e-11省略)

f 公共交通、徒歩・自転車で移動しやすい環境の整備

(修正なし：f-1～f-4省略)

f-5 都心循環バス運行事業

ソフト事業[実施主体:岩手県交通(株)/担当課:交通政策課/実施期間:計画期間中全て/実施場所:でんでん
盛岡駅を基点に5つの商店街を結ぶ循環バス「でんでんむし」(1乗車[120130円](#))を運行します。
現在も、都市部でのバス網密度やバス停間隔等を向上させる都心循環バスとして運行されており、市民の足として利用されているほか、市外、県外の観光客等にも利用され、訪れやすい中心市街地の形成に寄与しています。

6-4「基本方針4」 タウンマネージメント機能の強化

g タウンマネージメント機能の強化

(修正なし：g-1～g-3省略)